

福岡県移住視察支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、福岡県の人材育成事業を活用し、福岡県外から福岡県への移住を希望するものが、県内視察を行う際の交通費を予算の範囲内において助成することにより、県内への移住を促進することを目的とする。

この補助金の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) ふくおかよかところ移住相談センター

福岡県が県内移住を促進するために設置した相談窓口をいう。

(2) 県内視察

県内市町村の移住担当窓口への相談、就業希望企業との面接、住居の内覧等、福岡県内に移住するための活動を行うことをいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、次条の交付対象者が、ふくおかよかところ移住相談センターの助言を受けて行う県内視察を対象とする。

2 前項に関わらず、国、県及び市町村等が実施する他の補助金による支援を受ける県内視察については対象としない。

(補助金の交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、福岡県外の在住者で、別表1に掲げる福岡県が実施する人材育成事業の活用者で福岡県への移住・就業を希望する者とする。

2 交付対象者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団員と密接な関係を有する者であるときは補助金を交付しない。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助対象経費及び補助金額は、別表2に定めるところとする。

(交付申請)

第6条 この補助金の申請をしようとするものは、次に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1) 申請書（様式1号）

(2) 視察内容報告書（様式第2号）

(3) 補助の対象となる経費の支払いを証明するもの

(4) 居住地を証する書類

(5) 振込口座の通帳等の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

2 交付申請書の提出期限については、補助金対象活動の完了から30日を経過した

日又は補助金対象活動が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日とする。

3 補助金の交付を受けることができる回数は、1人あたり年度内に1回までとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定を受けるまでとする。

(交付決定及び確定等)

第8条 知事は、第6条に規定する申請書類の提出があったときは、内容審査を行い、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その金額を支払うものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定及び額の確定通知は、交付決定及び確定通知書(様式第3号)により行うものとする。

3 知事は、第1項において、申請金額の一部又は全部を交付しないことを決定したときには、申請者に対して不支給(又は一部支給)決定通知書(様式第4号)により通知する。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告は、第6条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

(請求)

第10条 補助金の請求は、第6条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

(補助金の返還)

第11条 知事は、補助金の交付決定及び支給を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けた場合

(2) 規則及び要綱の規定に違反した場合

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条第1項関係）

人材育成事業
<ul style="list-style-type: none"> ・人材不足分野雇用促進事業（※） ・DX人材育成・確保促進事業 ・女性IT人材育成事業 <p>※人材不足分野雇用促進事業については、農林漁業、医療福祉業種への就業希望者に限る。</p>

別表2（第5条関係）

補助対象経費	補助金額
<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県外の居住地から県内の視察地までの往復交通費のうち、経済的かつ合理的な経路及び方法によるもの。 ※原則として公共交通機関で移動する際の交通費とし、自家用車に係る経費については補助対象としない。 ※タクシーの利用については、公共交通機関の利用が困難な場合等、やむを得ない事情がある場合のみを対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記居住地域別に定める上限額の範囲内で要した経費の全額を支給する。 <p>西日本（※1）：3万円 九州（※2）：2万円 上記以外：4万5千円</p>

※1…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

※2…佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名
(自署又は記名・押印)

福岡県移住視察支援補助金交付申請及び請求書

福岡県補助金等交付規則第3条及び福岡県移住視察支援補助金交付要綱第6条の規定により、「福岡県移住視察支援補助金」を下記のとおり請求します。

1 申請者情報

住所	〒
電話番号	
メールアドレス	

2 補助金の額

①補助対象経費（添付した領収書記載額の総計）

_____円

②補助金の上限

_____円

③補助金申請・請求額（①と②を比較して少ない金額）

_____円

3 振込口座

銀行・支店等	銀行	支店
預金種別	普通	／ 当座
口座番号		
口座名義（カナ）		

※振込口は請求者本人名義のものに限る。

(裏面あり)

4 添付書類（枠内にチェックを入れること）

- 視察内容報告書（様式第2号）
- 補助の対象となる経費の支払いを証明するもの（領収書等）
- 居住地を証する書類（運転免許証、健康保険証など公的なものに限る）
- 振込口座の通帳若しくはキャッシュカードの写し

5 誓約・同意事項（枠内にチェックを入れること）

私は申請にあたり以下の全ての事項について誓約及び同意します。

【誓約事項】

- 福岡県内への移住・就業を希望していること。
- ふくおかよかとか移住相談センターに視察について相談済みであること
- 申請内容に虚偽がないこと（虚偽があった場合には返還に応じること）
- 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと

【同意事項】

- 県の移住希望者向け会員制度「ふくおか住みたか会員」に加入済みであること。
- 移住定住に関する県からのアンケート等に協力すること

様式第2号（第6条関係）

視察内容報告書

氏名

1 視察期間

年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）

2 視察行程

日時	移動地点	利用交通機関	領収書の有無
(例) R5.4.8 (土)	羽田空港～福岡空港	航空機	有

※時系列順に記載

3 視察内容

(目的地ごとに何を行ったのかが分かるように記入してください)

様

福岡県知事

福岡県移住視察支援補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のありました福岡県移住視察支援補助金については、福岡県移住視察支援補助金交付要綱の第8条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付確定額 _____ 円

